

グローバル・ガバナンス学会 ニュース・レター 第5号

Japan Association of Global Governance News Letter No.5

2015-07-17

〈巻頭言〉

グローバル・ガバナンス論は不要？

大矢根聡（グローバル・ガバナンス学会会長）

グローバル・ガバナンスという概念、あるいはこの概念に基づく研究に、今日、特別な意味はあるのだろうか。あるいは、グローバル・ガバナンス論は過ぎ去りつつある一時的流行にすぎず、もはや取り組むに値しないのだろうか。

グローバル・ガバナンス概念は、確かに時代の要請に呼応して登場した。冷戦が劇的な終結を迎え、新たなタイプの国際秩序を形成する必要性、その可能性と期待感を背景に、この魅力的な概念は登場した。その後、この概念は学界はもとより、外交や国際機関の実務の場でも普及し、確実に定着した。この概念が今なお多用されているのは、単なる流行の残照ではなく、やはり確かな意義と有効性を備えている事実の表れであろう。

では、どのような意義があるのか。世界規模の秩序を論じ、その形成と変容の因果関係を照射しようとしたのは、何もグローバル・ガバナンス概念だけではない。グローバル・ガバナンス概念に特有の視点があるとするれば、まずは、秩序を構成するアクターと分野との包括性であろう。大国間協調による国際秩序だけでなく、ミドルステイトやミニステイトの興味深い役割、企業やグローバル市民社会の独自の存在感を視野に入れるだけでなく、それらを正面から捉える。また、国際秩序を安全保障、貿易といった個別分野だけでなく、分野横断的に捉える。その延長上で、国際秩序の空白領域も照らし出す。すなわち、安全保障と女性の権利、グローバル経済と人々の健康などの分野間の状況の関係と、両者の重なる領域における国際規範の欠如を浮き彫りにする。

このアクターと分野の包括性によって、第一に、行動慣行を異にするアクターが織りなす、独自の政治的動態を明確化できる。安全保障担当の制服組と人権分野のNGOが、各々の行動慣行を背景にして出逢い、衝突し、共通の課題をめぐってどのように協同するのか。こうした例は、見逃されがちだが、国際関係の重要な一側面であろう。また第二に、多様な姿の国際秩序を視野に入れ、相対化して評価できる。同質的メンバーの構成する拘束力の強い秩序だけでなく、多様なアクターによる緩やかな秩序や、漸進的に成長する柔構造の協調慣行も、条件によって効果を発揮することは、周知の通りである。

もちろん、秩序である限り、あるアクターが他のアクターの行動を制約せざるをえない。利益の不均衡も生じる。それがむき出しの物理的暴力や利害を伴わず、間接的で隠微な作

用にとどまり、そうであるからこそ重大な影を伴う場合もある。従来のグローバル・ガバナンス論は、秩序をめぐるパワーの問題に切り込み、その所在と性格を特定し、その正当性と制御を考察する点については、明らかに不十分であった。

以上のような視点は、今日的現象に限らず、歴史的知見の再検討にも効果を発揮しよう。例えば18～19世紀の勢力均衡は、単なる大国の物理的パワーの量的均等ではなかった。各国がパワー計測の基準や均衡状態のあり方について一定の共通理解を備え、そこに成立した国際規範でもあった。この側面は古典的リアリスト達が洞察しながらも、その後、忘れられがちになった。また、勢力均衡の国際規範と他の分野、例えば経済分野における重商主義と自由貿易主義の間の推移、あるいはロンドンのシティや国際銀行家の行動様式などがどのように多層的に併存し、全体的な国際秩序に作用していたのか、していなかったのか。グローバル・ガバナンスの概念は、古典的知見の含蓄を再評価し、過去の歴史や外交、地域の研究を見つめ直す手がかりも秘めていよう。

我々は、こうした課題や可能性に十分に応え終えたのだろうか。グローバル・ガバナンス概念が示唆し、刺激する研究上の地平はまだまだ広大で、耕し尽くされてはいないようである。

第六回研究大会（南山大学・名古屋キャンパス）

2015年4月18日

〈共通テーマ：グローバル・ガバナンス論の再構築〉

部会Ⅰ『保護する責任』をめぐる国際社会の論理と現地の論理—紛争対応のグローバル・ガバナンスの模索—（10:00～12:00）

報告者：大庭弘継（南山大学）

論 題：「未完に終わる『責任』—思惑のズレ—」

報告者：小松志朗（早稲田大学）

論 題：「保護する責任の相対化—介入国の論理と行動、その結果—」

報告者：中内政貴（大阪大学）

論 題：「紛争の国際化と保護する責任—ユーゴ紛争の当事者の視点から—」

討論者：千知岩正継（北九州市立大学）

司 会：南山淳（筑波大学）

2001年のICISS（国家主権に関する国際委員会）報告書によって提起された「保護する責任（responsibility to protect: R2P）」概念は、紛争地域に対する人道的介入の実践規範としてつねに議論されてきた。人道危機の発生に際して、国民の生命と安全を守る一義的な責任が主権国家に課されることは言うまでもないが、最低限の治安維持機能を保持していない破綻国家や、しばしば国家自体が人権弾圧の当事者となる独裁体制等、国家自体が自国民を保護する責任を果たしえない場合、代わって、国際社会の介入、とりわけ直接的な軍事介入が要請されることになる。

他方で、国際社会が直接介入すれば、主権国家の構成原理である内政不干涉原則と正面から衝突する。介入の意図がどのようなものであれ、介入行為自体が特定勢力に組みする政治的行為と解釈され、好むと好まざるとにかかわらず、介入主体は武力衝突の当事者にならざるを得ないからである。加えて、介入過程における誤爆、「テロリスト」掃討の技術的な困難さ、介入後の平和構築といった課題を考えれば、「保護する」側である国際社会の論理と「保護される」側である現地の論理の間に齟齬が存在していることはむしろ前提条件として理解すべき事象であろう。とりわけ、近年のリビアとシリアをめぐる紛争は介入の単純な是非論を超えて、誰に対してどこまで「責任」を負うべきなのか（負えるのか）という責任のあり方そのものの問い直しを迫っている。本部会は、このような問いかけに対する具体的な応答の試みである。

まず、大庭報告では、「保護する責任」に依拠した人道目的のための軍事介入が未完に終わらざるを得ない原因が、「現場」において顕在化する国際社会と現地諸勢力の思惑のズレにあることに着目する。具体的には、民間人被害をめぐる「保護する責任」と国際人道法との矛盾（規範のダブル・バインド）、介入後の現地諸勢力の反発や治安の不安定化をめぐる生じる駐留軍の撤退期限をめぐる矛盾（ミッション・クリープのディレンマ）、保護対象であるはずの民間人同士の対立激化が引き起こす介入の正当性の毀損（民間人の非無辜性）、人道危機の被害者であることを利用した国際社会からの支援の獲得（「人道危機」の戦争利用）の4点である。「保護する責任」をめぐる行為、規範、帰結の内実には様々な矛盾が存在しており、その規範的妥当性を主張するためには、人道的介入が「未完のプロジェクト」たらざるを得ないという認識を定着させていくことが不可欠な条件となる。

次の小松報告は、大庭報告と問題意識を共有しながら、主に介入国側の政策決定者の視点から「保護する責任」を相対化し、国際的責任と人道的責任を再構成する必要性を主張する。政治的な責任には結果についてのジレンマがつねにつきまとうが、「保護する責任」もけっして例外ではない。このことを改めて検討するために、同報告は、S.ホフマンとM.ウェーバーに依拠しながら、国際関係における道徳的行動の限界を認識したうえで、武力介入を責任倫理の観点から決断すべきことを強調する。この点を踏まえれば、軍事介入を通じた体制転換は、たとえ人道危機の阻止が目的であったとしても、政治的に許容され得ない手段となる。体制崩壊後の秩序回復を無期限に担保することは、「保護する責任」の範

困を明らかに逸脱しているからである。

最後の中内報告では、国際社会が比較的早い段階から関与し、「保護する責任」論の契機ともなった、旧ユーゴスラヴィア紛争を取りあげ、紛争当事者の視点から国際社会の関与について検討している。クロアチア、ボスニア、コソヴォ等の事例において、当初、国際社会は民族自決原則に依拠して、共和国国境を念頭においた紛争解決を模索していたが、紛争当事者が「民族紛争」の構図を強調するにつれて、領域的な民族分割を容認するようになる。その結果、武力行使による領域回復、民族別分権化、少数民族の保護等をめぐって、諸勢力の不満が高まり、民族対立政治が激化する。本来「保護する責任」は市民全体を対象とする概念であるが、民族の構造化が過度に進行すれば、特定民族の保護ばかりが優先され、同概念の普遍的規範性が毀損されることになる。旧ユーゴ紛争は、民族を超えた「保護する責任」履行の困難さを示す事例である。

討論者の千知岩会員からは以下の指摘がなされた。研究者であれ、実務家であれ、「保護する責任」に関心を持つ者は、少なくとも潜在的には、その完全履行を期待している。しかし、現実世界における「保護する責任」の履行は、国益の追求や国際秩序の維持といった履行すべき「完全義務」に対して、依然として「不完全義務」にとどまっており、責任の及ぶ範囲はつねに曖昧なものならざるをえない。だとすれば、政治指導者が負う複数の責任を明確化するためには、小松報告が示した「国際的責任」と「国内的責任」のジレンマよりも「国内的責任」、「国際的責任」、「人道的責任」のトリレンマとして捉える方がより妥当な見方ではないか。さらに大庭報告の内容を捉え返せば、国際社会による人道的介入の領域に「責任」という問題設定を持ち込んだこと自体に、そもそも矛盾があるのではないか。中内報告については、旧ユーゴ紛争に対する介入を現地アクターの視点を強調した点を評価したうえで、ユーゴ紛争を単純な「民族紛争」や「セルビア悪玉論」に還元することは厳に戒められなければならないとしても、それでは、「保護する責任」に対する現地のニーズを具体的にどのように抽出することができるのかといった問題が指摘された。

理論的にも、実践的にも、現在進行中の極めて論争的なテーマを、最先端の知見を踏まえながら、正面から取りあげたセッションであったため、フロアーからも多数の質疑およびコメントが寄せられ、予定時間を超過して活発な議論が行われた。

(文責：南山淳)

部会Ⅱ 自由論題 (10:00~12:00)

報告者：玉井良尚 (立命館大学)

論 題：「国際政治における戦争と水一湾岸戦争におけるアメリカ軍の軍事戦略からの考察一」

報告者：望月裕太 (横浜市立大学)

論 題：「ネットワークの諸相—ネットワーク構造体とその集合的作用についての—考察一」

報告者：中内政貴（大阪大学）

論 題：「紛争の国際化と保護する責任—ユーゴ紛争の当事者の視点から—」

討論者：菅英輝（京都外国語大学）

近藤敦（立命館大学）

司 会：稲葉千晴（名城大学）

玉井良尚会員の報告は次のとおりである。1977年に成立したジュネーブ諸条約第1追加議定書第54条で飲料水供給施設と灌漑施設が、また同議定書第56条でダムと堤防が戦時において攻撃禁止の対象となり、それによって、戦争災害から「水」は守られるべきとの国際規範が成立したとの認識を示した。その上で、第1追加議定書第54条・第56条とアメリカの軍事戦略との関係に着目し分析している。まずアメリカは、第54条については支持しているものの、第56条には激しく反発していることが示された。だがアメリカは、第56条に対する反発と第1追加議定書に未加盟であるため、水インフラの保護規定に拘束されずに軍事行動を行っていると考えがちであるが、実際、湾岸戦争の軍事作戦を見るかぎり、それ以前の朝鮮戦争やベトナム戦争と較べて水インフラへの攻撃は抑制的であった。その理由として、第1追加議定書の成立ではなく、アメリカ国内の政治理論と軍事理論の部分重視する。アメリカは、軍事理論の部分で依然、水インフラへの攻撃の選択肢を有しているが、その選択の決定は、「均衡の原則」という政治理論に委ねられていることが説明された。そしてアメリカの「均衡の原則」の適用例として、1972年のニクソン大統領の談話があげられていることを踏まえ、その政治理論はアメリカ自体の安全保障に行き着く点が強調された。

これに対して菅英輝会員より、第54条と第56条の見解を分ける必要があったのか、湾岸戦争においてアメリカ軍は浄水施設を意図的に攻撃してないと説明できるのか、「均衡の原則」のもとでの攻撃の合法性の判定は可能なのか、湾岸戦争とベトナム戦争との間にある戦争の質的相違を無視して比較は可能なのかといった論点が出された。

このような質問に対して玉井会員から、「アメリカとしては第56条にあるダムの方が軍事的要素としても水インフラとしても優先度が高いと判断しているからではないか」、「湾岸戦争におけるダム以外の水インフラ攻撃に関して意図的であったか否かの本格的な調査はこれからの自身の課題とさせてほしい」、「『均衡の原則』の下での攻撃の合法性の判定は、困難であり、それゆえに実際、第1追加議定書に加盟している英国やフランスも第56条に関しては留保を付けている」、「湾岸戦争とベトナム戦争との間の質的相違の問題に関しては、ご指摘の通りであり、この点はこれまで念頭に入れていなかったもので、以降はそれを踏まえた上で考察を行っていきたい」との回答が出された。

望月裕太会員は、グローバル社会における主要アクター、国家・企業・市民社会の繋がりをネットワークとして捉え直し、その関係性から生まれる相互作用、集合作用を考察

した。その上で既存の制度以前に、関係性の中にすでにイシュー解決の潜在的な条件がビルトインされているのではないかと説明した。また併せて課題として浮上する自律性ゆえの弱さを克服するための構想として、現行制度や組織とのハイブリッド型のメカニズムを紹介した。そして脱社会的存在（沈黙する市民、逸脱する企業など）をつなぎとめる包摂する手法も、今後の研究課題とした。

近藤敦会員は、企業と市民社会の関係性について、本当に緊張と協調の関係の中にあるのか、そして市民社会のプロ化をどうみるのか、というコメントを発した。それに対して望月会員は次のようにこたえている。すなわち昨今、企業を取り巻く社会環境が、CSR（Corporate Social Responsibility）、CSV（Creating Shared Value）さらにはSR（Social Responsibility）といった社会的責任をめぐる一連の考え方の伝搬によって、より企業の行動を拘束的に働くようになってきている。またNPO/NGOに視点を移せば、半ば企業のように大規模化する団体も存在し、一方では資金ショート瀬戸際にあるような団体も存在し、その団体経営自体にサステナビリティを問われるようになってきた。この点を考えれば、両者のソリューションは互いの中にあり、ナレッジシェアをすることが合理的な関係にある。さらにNGOのモニタリング機能はCSRを媒介とし、より働いているように思われる。しかし、極めて強い対抗アクターになりうるだけの市民社会の凝集性や連結性があるわけではない。企業も同様である。一枚岩ではないアクターの繋がり方を今後詳しく見ていきたい、というのである。

フロアーからは脱社会的存在（沈黙する市民）をなぜインクルードする必要があるのかという質問がなされた。それに対して望月会員は次のように応じている。国を見れば、投票率の低さや政治への関心の低さに問題があり、企業から見れば、社会的意義のある行動（例えば生産において環境負荷の少ない材料や方法をとる）をとることで、コストがあがってしまう分、価格が高くなりやすいという問題がある。その場合、消費者が価格だけで、なんら社会的意義を購買の選好に組み込んでいなければ、社会的行動をよりとろうとする企業の商品が選択されにくくなってしまう。社会を構成する一構成員としての積極的社会参加と意見形成という面、「企業を消費者が選択する」ことで深まりうる社会的行動の契機となること、そして企業のホワイトリスト化によって淘汰が起こる可能性があることが、沈黙する市民（消費者）をインクルードする必要があるという理由である。

（文責：稲葉千晴）

部会Ⅲ「経済制裁とグローバル・ガバナンス」(13:30~15:30)

報告者：BIERSTEKER, Thomas J. (ジュネーブ高等国際開発研究院)

論 題：Economic Sanctions as an Instrument of Global Governance

報告者：DEGILA, Delidji Eric (リヨン第三大学)

論 題：UN Sanctions in Africa: A Critical Overview

報告者：YAMAMOTO, Takehiko（早稲田大学）

論 題：Why UN Sanctions against the DPRK Don't Work?

報告者：TAMAI, Masataka（立命館大学）

論 題：Economic Sanction and Ukrainian Conflict: How European States Did and How Russia Response?

司会者：TSUBOUCHI, Jun（聖心女子大学）

本部会では、グローバル・ガバナンス研究の一分野として注目を浴びる経済制裁（Economic Sanction）に関し、ピアステッカー（Dr. Thomas Biersteker）教授、デジラ（Dr. Dêlidji Eric Degila）教授、山本武彦会員と玉井雅隆会員の4名の報告者より報告が行われた。

最初にピアステッカー教授からは“Economic Sanctions as an Instrument of Global Governance”として、経済制裁がグローバル・ガバナンスの制度上の位置づけに関し、報告が行われた。現代の経済制裁は、個人に対する経済制裁、外交的制裁、軍事物資禁輸制裁、鉱業・農産物禁輸制裁、石油・金融制裁そして包括的制裁が存在している。多くは個人に対する経済制裁であり、また他の手段と同時に行われることが多く、そのような経済制裁単独で行われることは少ない。個人に対する経済制裁に関しては効果的であることが多いが、それでも他者への予期しない波及など、経済制裁に関しては今後ともより精度を上げていく必要があると指摘している。

次にデジラ教授は“UN Sanctions in Africa: A Critical Overview”として、アフリカにおける国連経済制裁とその効果に関し報告が行われた。アフリカでは経済制裁は冷戦終結以降急増し、国連経済制裁全体のうち2/3にあたる制裁がアフリカにおける制裁である。この国連単独の制裁のほかにも、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）のような地域的国際機構による制裁も、他の地域的国際機構による制裁と比較しても多い。

このことは、グローバル・ガバナンスとリージョナル・ガバナンスの対立を示すものではなく、むしろグローバル・サウスの視点から分析・議論されなければならないと指摘している。

次に山本会員からは、“Why UN Sanctions against the DPRK Don't Work?”として、国連制裁の実情に関して報告者の経験なども踏まえたうえで、北朝鮮制裁がなぜ有効に機能しないのかという点に関して分析及び報告が行われた。国連制裁は安全保障理事会の承認のもとに通常実施され、有効に機能した例も多い。しかしながら、国連経済制裁は必ずしも常に有効に機能したわけではない。たとえば南ローデシア・スミス政権に対する制裁は、南アフリカが非協力的姿勢及び周辺諸国の経済的打撃により、最終的には目的は達成されたものの、必ずしも有効であったといい難い。北朝鮮の核開発を契機とした制裁に関しては常任理事国の一か国である中国が消極的な姿勢であるために、この制裁も有効に機能し

ていない場合も存在した、と指摘している。

最後に玉井会員からは、“Economic Sanction and Ukrainian Conflict: How European States Did and How Russia Response?”として、ウクライナ紛争に伴う制裁に関して報告が行われた。ウクライナ紛争の激化に伴ってロシア、東部ウクライナ及びクリミア半島の武装勢力に対しアメリカ・EUから、有力政治家、財界指導者及び武装勢力幹部の銀行口座の封鎖、不動産取引の停止や入域禁止措置などの経済制裁が実施されることになった。当初EUは積極的ではなかったが、2014年6月に発生したマレーシア航空機撃墜事件が発生して以来、姿勢を変更しより積極的に行われるようになった。EUのみならず、マケドニア、アルバニア、ノルウェー、スイス及びアイスランドなどの非EU加盟国もEUに同調し、同様の制裁を実施するようになった。これに対しロシア側もEU産農産物の輸入停止措置などを取り、ハンガリー、ポーランドやリトアニアなどの中東欧諸国が経済的打撃を受けることとなった。このウクライナ紛争を巡る制裁に関しては、相互経済依存の深度化に伴い、双方に少なくない経済的打撃を与えている、従来とは異なる経済制裁であるといえる。

本部会は時間の関係でフロアーからの直接の質疑応答はなかったが、部会終了後にも各報告者に対し会員が質疑を行う等、充実した報告及び部会であった。

(文責：玉井雅隆)

部会Ⅳ「規範研究の分析射程—課題と展望—」(13:30~15:30)

報告者：臼井陽一郎（新潟国際情報大学）

論 題：「EUの対外行動にみる規範政治の諸相—クロスボーダー協力による近隣政策を事例に一—」

報告者：塚田鉄也（桃山学院大学）

論 題：「人の移動の安全保障化と難民の保護」

報告者：阿部悠貴（熊本大学）

論 題：「規範のジレンマと国際機構の発展—ボスニア内戦へのNATOの介入を事例に一—」

討論者：西谷真規子（神戸大学）

司会者：奥迫元（早稲田大学）

部会Ⅳでは、臼井陽一郎会員（新潟国際情報大学）、塚田鉄也会員（桃山学院大学）および阿部悠貴会員（熊本大学）による報告の後、討論者の西谷真規子会員（神戸大学）のコメントを軸に討論を行い、最後に会場の出席者と報告者による質疑応答がなされた。

臼井報告では、国際規範が政治に利用される好例としてEUの近隣政策（ENP）における「地方政府・自治体をメインとした越境協力」を取り上げ、EUの規範政治について理論

的考察が展開された。長期反復される ENP の越境協力は、人権や民主主義などをめぐる EU 規範の受容＝「文明国家の証」とされるような「価値言説の創出」という戦略性をもち、その意味でヨーロッパ的価値の拡散・浸透のための「政治装置」として捉えることができる。ここで臼井会員は、「ヨーロッパ的なるもの」を体現しようとする EU の規範政治は、これに対抗する「イスラム的なもの」や「ロシア的なもの」の構成に帰結し、結果的に「架橋不可能な断絶」を生み出すことで不安定な国際政治状況をもたらすことになるのではないか、との問題を提起した。

塚田報告は、保護されるべき安全保障の客体として位置づけられてきた難民が、安全保障上の潜在的脅威として捉えられる傾向が強まったことに注目し、ヨーロッパにおける難民規範をめぐる言説および難民政策に焦点を当て、難民が安全保障上の脅威として位置づけられるにいたった過程、およびそのような位置づけの変化が難民の国際的保護に及ぼした具体的影響について検討を行った。その中で塚田会員は、越境的な人の移動や難民をめぐるヨーロッパにおける言説の変化を、とりわけコペンハーゲン学派が提示した「セクター」および「安全保障化 (securitization)」の両概念を軸に概観した上で、難民をめぐる言説の変化が、EU 域内外での難民保護規範、さらにはグローバルな難民保護レジームに対して及ぼした影響を明示した。

阿部報告は、従来コンストラクティヴィズムが見過ごしてきた、複数の「規範の衝突」(たとえば人道的介入・保護する責任と内政不干渉・武力行使禁止原則等) によるジレンマと、それが国際関係に及ぼす影響をめぐる問題に注目し、「規範のジレンマ」とこのジレンマと向き合う諸アクターの試行錯誤が国際機構を発展させる要因のひとつであるとの仮説を立て、ボスニア内戦への NATO の介入の事例分析を通じて、その検証を試みた。その結果、阿部会員は、ボスニア介入の際の「規範のジレンマ」、すなわち NATO 加盟国内での「規範の衝突」(たとえば世論の分裂) の経験を経て、NATO は緊急事態に柔軟に対応するためのメカニズム、さらには予防外交に力点をおいた組織的改革・再構築を実現することが可能になったと結論づけた。

報告に続き、討論者の西谷会員より各報告に対するコメントと問題提起がなされた。臼井報告に対しては、規範政治が文明間の衝突につながるという懸念はどれほど妥当といえるのか、塚田報告へは、安全保障化と政治化 (politicization) との違いは何か、そして阿部報告をめぐるのは、NATO の危機管理型への組織改編の要諦は、予防重視というよりも低強度紛争や非伝統的脅威への対応として捉えたほうが適切ではないか、などの論点・争点が提示され、報告者との間で旺盛な討論が展開された。

最後に、フロアーの参加者と報告者との間にも活発な質疑応答・議論が交わされた。全体として、グローバル・ガバナンスにおける規範とパワーの複合的關係(規範の源泉としてのパワー/パワーの源泉としての規範)をめぐる今日的研究課題を確認できたという点で、極めて意義深い部会となった。

(文責：奥迫元)

共通論題: 「グローバル・ガバナンス論の再構築」 (15:45～17:45)

報告者: 古城佳子 (東京大学)

論 題: 「グローバル・ガバナンス論再考—国際制度 (論) の視点から—」

報告者: 足立研幾 (立命館大学)

論 題: 「グローバル・ガバナンス論再考—規範研究の視点から—」

報告者: 杉浦章介 (慶應義塾大学)

論 題: 「トランスナショナル・ガバナンスと法の支配—グローバル・ガバナンス論の再構築に向けて—」

討論者: 渡邊啓貴 (東京外国語大学)

司会者: 福田耕治 (早稲田大学)

2015 年度春季大会の共通論題では、「グローバル・ガバナンス論再考」をテーマとした。まず、古城佳子 (東京大学) 教授が、「グローバル・ガバナンス論再考—国際制度 (論) の視点から—」という論題で、国際制度 (論) の観点から、リベラリズムの系譜を俯瞰した。政府なき統治は可能か、アナーキー下での協力は可能か、という問いへのリベラリズムの回答は、国際レジーム論、国際制度論、新自由主義制度論へと展開し、多国間組織への関心、自律的な効果への関心へと研究の焦点が移ってきたことを俯瞰した。これを踏まえ、新たな秩序の構築への処方箋、今後のグローバル・ガバナンス論の課題は、①権力要因の分析、②問題に対する認識の相違への視点、③ガバナンスの正統性の問題の解明や「民主的赤字」解消の必要性などがあると論じた。

次に足立研幾 (立命館大学) 会員は、「グローバル・ガバナンス論再考—規範研究の視点から—」というテーマで、既存のグローバル・ガバナンス論では、多様な主体の協働のポジティブな側面に過度に焦点を当てる傾向があることを指摘し、多様な主体間での目的の共有が困難であり、アクター間で共有されている問題とそうではない問題とを峻別して捉えるべきであるとした。また安全保障分野のグローバル・ガバナンスを事例として、国家以外の多様な主体がグローバル・ガバナンスに参加するようになり、対立が先鋭化する現実があり、アクター間の規範の共有にも注目しつつ、実効的なガバナンスの在り方を議論する必要があると論じた。

最後に、杉浦章介 (慶應義塾大学) 会員は、「トランスナショナル・ガバナンスと法の支配—グローバル・ガバナンス論の再構築に向けて—」という論題で、グローバル化事象が拡大するにつれ、公権力的規範性が後退する傾向にあり、規制緩和や民営化、競争原理に基づく市場の調整機能重視のガバナンスが影響力を強めているとした。トランスナショナル

化が進行し、非公権力的権力の増大と私的紛争処理方法が選ばれ、規範の形成とその実施では、ハード・ローによる規制に代わって、非権力的非司法的方法、EUのOMC（公開政策調整方式）によるソフト・ローによるガバナンスが台頭してきた。参加する主体の増加、拡張に伴い、ハード規制と共にソフト規制領域も拡大し、一貫性や予見可能性、規範の実施可能性が要請されるようになった。グローバル化の深化に伴い、ガバナンスにおける規範性の復権もみられるとする。それらは、公権的方法と非権力的方法の連携化、公と私の協働によるハイブリッド型統治、国際政治と国内政治の連携化、法規範の立憲的階層化を特徴とする。また統治論における合法性と正統性をめぐる伝統的な議論も残されており、法務制度や専門職の役割についても再検討すべき段階に来ていると強調した。以上のような3人の報告に対し、討論者の渡邊啓貴（東京外国語大学）会員は、理論的知見から、文化や価値観の共有をめぐって対話の場を設け、グローバルなレベルでいかにして公共圏を構築するのかという、根源的かつ鋭い問題を提起し、フロアーからも、大矢根会員や宮脇会員、上村会員らの質問やコメントを交え、「グローバル・ガバナンス論再考」にとって、たいへん刺激的な、活発かつ有意義な討議が行われた。

（文責：福田耕治）

理事会議事録

第14回理事会 議事録

日時：2015年4月18日（土）18時～19時10分

会場：南山大学名古屋キャンパスR棟1F会議室

出席者：理事14名

委任欠席者：理事1名

欠席者：監事2名

I. 審議事項

1) 第7回研究大会の件

担当理事より、第7回研究大会の準備状況の説明がなされた。2015年9月26日に筑波大学（つくば市）で日本公益学会との共催により開催することとし、共通論題、部会1・2の内容等についても説明がなされた。

また第8回大会自由論題のうちセッション（部会）提案に関して、早めに募集を行うこととなった。

2) 学会創設5周年の叢書について

会長より、2017年3月に本学会が創設5周年を迎えるにあたり、以下の2冊を刊行した

い旨の説明がなされた。

『グローバル・ガバナンス論 (1 総論：理論と歴史・思想)』

『グローバル・ガバナンス論 (2 各論〔事例〕：主体と地域)』

これら叢書の編集は現理事会執行部で行うことが提案された。またグローバル・ガバナンスの概念の研究を深めるべく、次回理事会開催日に研究会を開催することが提案され、了承された。

3) 新入会員及び退会承認の件

事務局長より新入会員 14 名、退会希望者 1 名が紹介され、審議の結果承認された。

II. 報告事項

1) 第 6 回研究大会の件

・開催校実行委員長より大会が成功裏に終了した旨の報告がなされた。

2) 各委員からの報告

・会計

担当理事より、受付で納入された学会費、入会費などの確認をした旨の報告があった。

・国際交流

担当理事より、会員主催の企画について本学会の後援等について積極的に検討する旨の発言がなされた。

・学会誌編集

担当理事より、第 2 号発刊に向けて体裁・内容などの見直しと投稿募集の報告がなされた。

会長より、電子媒体の公開を紙媒体と並行での実施を検討する旨の発言があった。

・ニュース・レター編集

代行の幹事より、4 号発刊の報告に加え、理事会・総会議事録の簡易版をニュース・レターに掲載し、既刊の号への再掲載に加えて 4 号もパスワードなしで発行する旨報告された。

・ウェブページ

事務局長が担当理事の委任を受け、現状のウェブページの改訂作業と今後の課題に関して代理報告を行った。

・学会制度設計

担当理事より、若手院生研究会の発足と院生研究会の成果を学会報告の形で取り上げる旨、報告がなされた。

3) その他

・事務局長より、2015 年 3 月末より新事務局が「立命館大学地域情報研究所」となった旨説明された。また、学会口座も茨木市の金融機関に移転させる旨の報告がなされた。

III. 懇談

1) 第 8 回研究大会以降の大会について

会長より、今後の方向性として現状の年 2 回開催を見直し、年 1 回 2 日にて質の高い開催を目指す方法もあるとの案が出され、意見交換を行った。理事より土曜午後から日曜午前の時間帯の利点、開催時期を春とする旨の見解が出された。同案は次回理事会以降、議論を継続していくことが合意された。

2) 会員制度について

会長より、シニア会員制度の導入に関して提案がなされたのに対して各理事より種々提案がなされ、実施の方向で検討することとなった。

次回（第 15 回）理事会を 2015 年 7 月 4 日（土）に開催することを決定した。

（事務局）

国際交流委員会からのお知らせ

先日、企画委員会の庄司会員より、第 8 回グローバル・ガバナンス学会部会セッション募集および自由論題募集のお知らせがございましたが、学会大会時に、外国の研究者の方をお招きしてセッションを開催する場合は、同公募にご応募くださいますようお願い致します。

皆さまの積極的なご応募を歓迎いたします。どうぞ宜しくお願い致します。

（蓮生郁代）

新入会員の紹介

塚田鉄也、臼井陽一郎、水谷元海、小松志朗、渡邊理絵、赤星聖、杉浦章介、中内政貴、大庭弘継、中山裕美、和田洋典、井原伸浩、岸野浩一、David Potter

（事務局）

[編集後記]

第五号ニュース・レターをお届けします。発行が遅くなり、申し訳ありません。巻頭言の大矢根会長と、第六回大会報告を執筆してくださった会員の皆様のご協力に深く感謝します。

ニュース・レターには各種報告にとどまらず、会員からの投稿や各種情報を掲載したいと考えております。ご提案など、governor@ml.globalgovernance.jp までぜひお気軽にご連

絡下さい。また、学会ウェブページ <http://globalgovernance.jp/>もご活用下さい。

(土屋大洋)
